

令和3年8月23日

東部農林水産振興センター安来農業部

標 題 | インボイス制度及び水田園芸についての集落営農法人研修会を開催

(ダイジェスト)

8月10日、安来市において、市内の集落営農法人を対象とした研修会が開催されました。当日は9法人から20名のほか、関係機関からも多数の出席があり、インボイス制度への対応や水田園芸について学びました。

8月10日、安来地域担い手育成総合支援協議会の主催により、安来市内の集落営農法人を対象とした研修会が開催されました。

研修では集落営農法人の経営に大きく関わるインボイス制度への対応と、県が推進する水田園芸の取組について情報提供を行いました。

インボイス制度については、JA全中の税理士が東京からリモートで講演しました。集落営農法人では、令和5年10月より導入されるインボイス制度への対応が必要になることから、今のうちから制度に対する理解を深めておくことが重要である、等の説明がありました。

水田園芸については、JAしまね本店及び県庁産地支援課より、米価下落への対応策として、県が推進する園芸6品目についての基礎的な栽培技術や取り組むメリットについて説明があり、参加者の方も時折頷きながら、興味深そうに話を聞かれていました。

研修終了後のアンケートでは、いずれの内容においても役立つとの意見が多く、今回の研修が有意義なものであったことが分かります。

今後も安来農業部では、関係機関と連携し、集落営農の経営改善に努めることとします。



税理士による研修



水田園芸の推進